

物品供給契約書(案)

供給物品名 宿泊棟1ドア冷蔵庫の更新 一式(内訳は別紙のとおり)

代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 独立行政法人教職員支援機構 理事長 荒瀬 克己(以下「甲」という。)と供給者(以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で次の条項によって供給契約を結ぶものとする。

記

第1条 乙は、甲に対し物品の供給を行うものとする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及びその他の書類で明記されたものとする。

第3条 物品は、独立行政法人教職員支援機構に納入するものとする。

第4条 物品の納入期限は令和7年2月28日とする。

第5条 納品書(給付完了の通知)は、独立行政法人教職員支援機構財務課調達係に送付するものとする。

第6条 代金は、現品完納検査終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に1回支払うものとする。

第7条 請求書は、独立行政法人教職員支援機構総務部財務課に送付するものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により物品の供給が不能又は著しく遅延する恐れがあるときは、甲は契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、契約金額の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。

第9条 この物品について、乙が引き渡しを完了した後、12か月以内に甲が瑕疵を発見したときは、乙の費用負担で物品の取替え又は修理を行うものとする。

第10条 乙は、この契約の履行に際し、知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第11条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は、乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙

又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、独立行政法人教職員支援機構契約事務取扱要項によるものとする。

第13条 この契約について甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議によりこれを解決するものとする。

第14条 前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市立原3番地
独立行政法人教職員支援機構
理事長 荒瀬 克己

乙

【別紙内訳】

供給物品名	規格等	数量	単価	金額
小 計				
消費税及び地方消費税				
合 計				